平成２４年（フ）第２２号
鳥取県米子市旗ケ崎６丁目３番19号　203号
債務者　藤岡　　賢
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３１号
広島県尾道市高須町573番地33
債務者　三井　茂裕
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
愛媛県松山市生石町285番地
債務者　花山　茂憲
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８６号
愛媛県松山市西石井３丁目14番１号
債務者　脇本　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市喜入町6078番地30
債務者　京　　正和
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目31番18号
コーポ小林101号
債務者　谷口恵八郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番14―36号
債務者　原薗　達美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目43番43号　アビターレ永秀307号
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９０号
鹿児島県西之表市西之表7219番地
債務者　桑山　晃一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番92―42号
債務者　川俣　良一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番２―15号
債務者　大野　信一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目59番10号
債務者　宮島　和美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町17番７号　フレグランスアイワ201号
債務者　波多江良子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
鹿児島県鹿児島市郡元町１番28号　内村アパートＢ棟101号
債務者　中屋　重美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿児島市桜島西道町565番地３
債務者　熊谷香代子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
宮城県石巻市渡波町３丁目４番34号　メゾンエスペラントＤ号、前住所宮城県石巻市中里５丁目２番６―201号
債務者　大村　達也（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地の29　シャルル・イトウ101号、前住所仙台市若林区井土字宅地３番地の８
債務者　木村小百合（旧姓若生）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係